

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

この計画は、船橋市における障害のある人のための施策の基本的な方向性を示すもので、平成9年度に初めて策定した後、平成20年度に「第2次」、平成26年度に「第3次」の計画を策定しました。

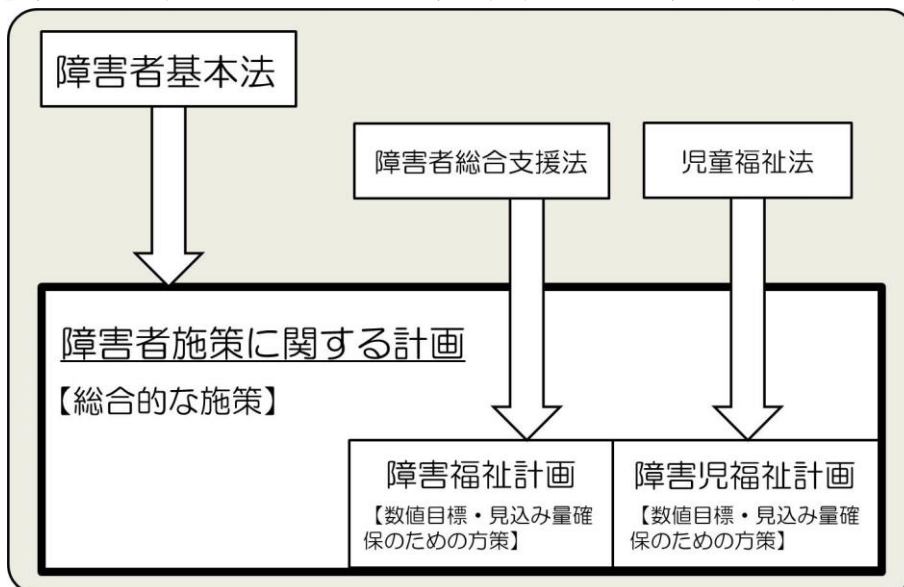
第3次計画が令和2年度をもって期間満了となることに伴い、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～令和4年度）との整合性、本市の障害のある人の状況や関係法令の制度改正等を踏まえて見直しを行い、「第4次船橋市障害者施策に関する計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

（1）障害者施策の関連法・関係計画

この計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として総合的な施策を定めたものであり、障害者総合支援法¹及び児童福祉法に基づき障害福祉サービス等の見込み量などを定め、業務を円滑に実施するための計画である「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」の上位計画となります。

【障害者施策に関する計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係図】

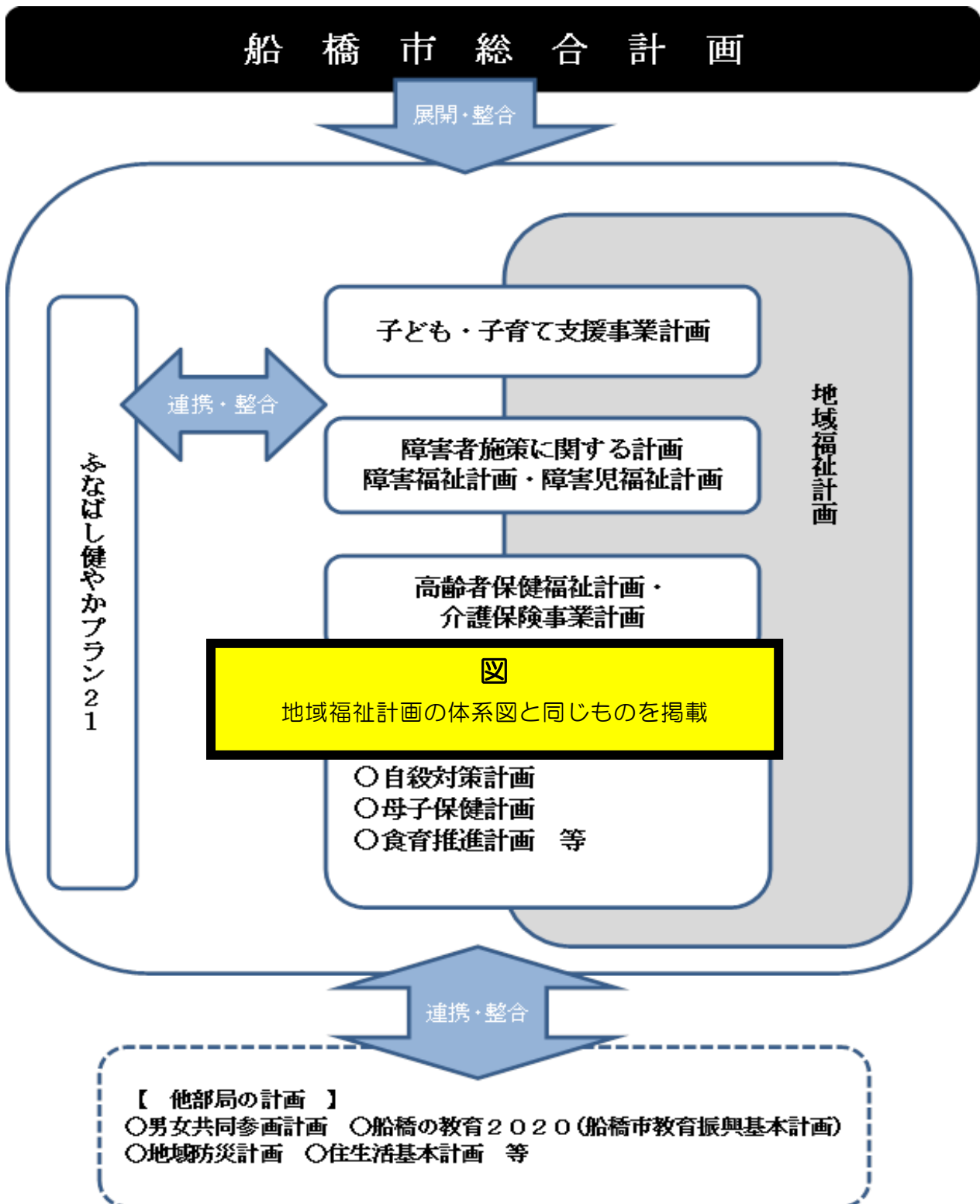


¹正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となります。

(2) 船橋市の計画体系における位置づけ

本計画は、「第3次船橋市総合計画」の個別計画です。

また、「第4次地域福祉計画」や市のほかの関連計画との整合性を図りながら策定しました。



3 計画の期間

令和3年度から8年度までの6か年計画とします。

「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。

なお、計画の策定内容に大きく影響を及ぼす国の制度改正や障害のある人を取り巻く環境の変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の対象

本計画では、「障害者基本法」第2条に規定されている身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害、そして難病等によって継続的に日常生活又は社会生活に支障のある人を対象としています。

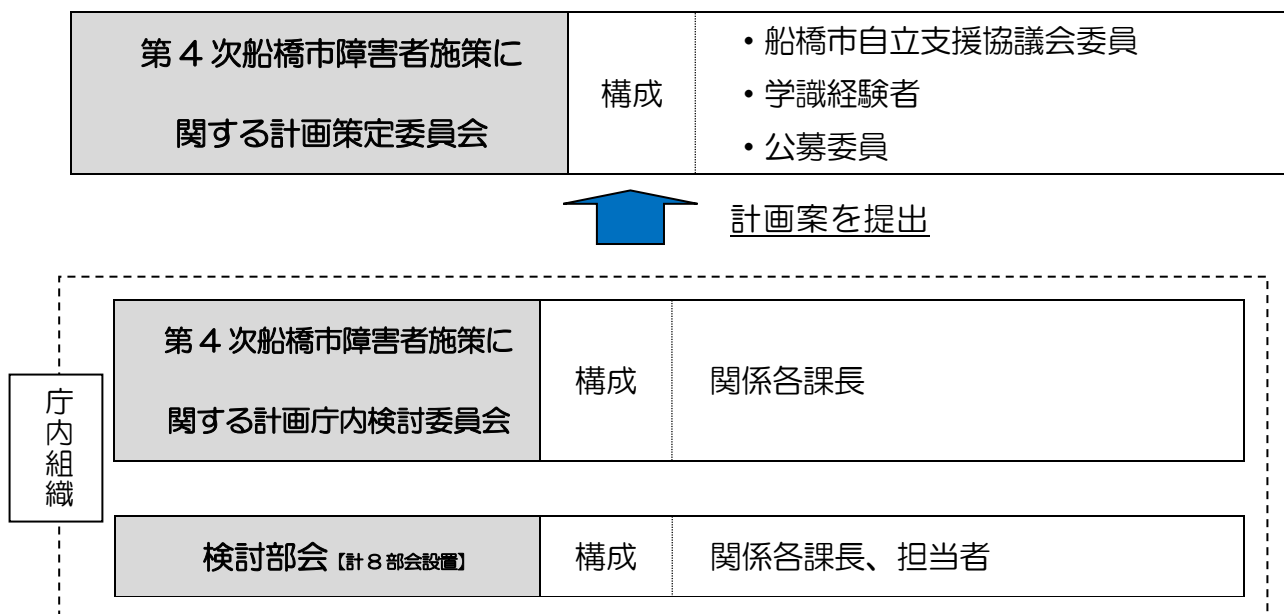
5 計画の構成について

本計画は、国の第4次障害者基本計画を参考に、下記のとおり「総論」「各論」の2部構成とします。

第1部 総論	第1章 計画の策定にあたって
	第2章 障害者を取り巻く現状
	第3章 基本理念・重点課題
	第4章 推進体制
第2部 各論	第1章 生活支援
	第2章 保健・医療
	第3章 教育・文化芸術活動・スポーツ、国際交流等
	第4章 雇用・就業、経済的自立の支援
	第5章 生活環境
	第6章 安全・安心
	第7章 差別の解消、権利擁護の推進
別表	推進体制の取り組み
	成果目標

6 策定方法

計画策定にあたり、船橋市自立支援協議会委員、学識経験者、市民の代表者からなる「第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を設置しました。併せて、庁内組織として「第4次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会」を設置し、「庁内検討委員会」で検討した計画案を「策定委員会」へ提出し、協議を行いました。



第 2 章

障害者を取り巻く現状

1 国の障害者施策の動向

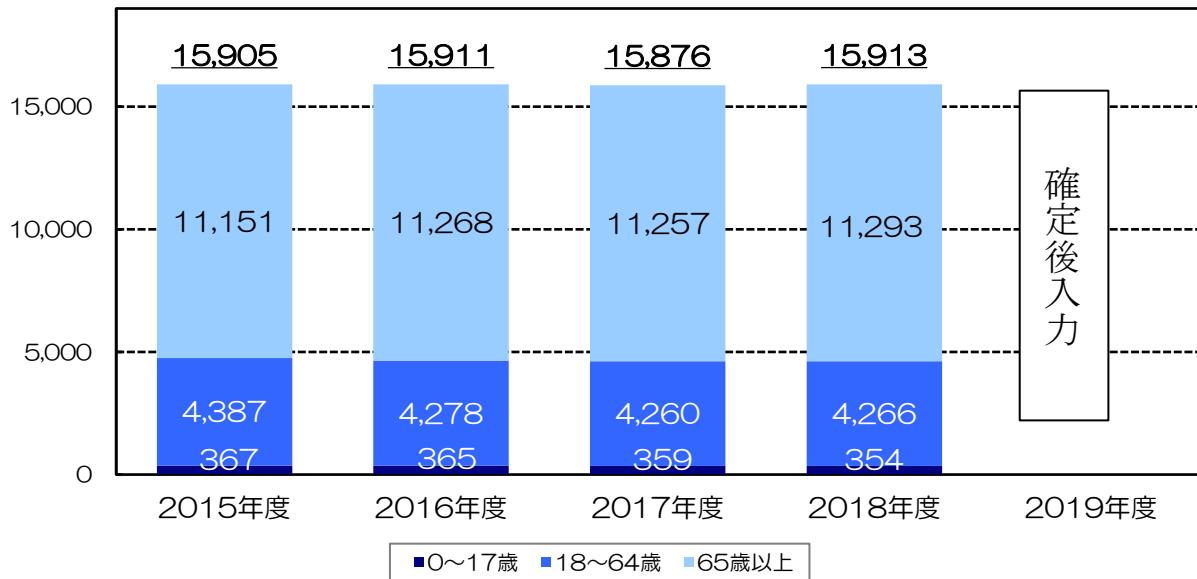
年月		障害者施策の動向
2003年 (平成15年)	4月	■支援費制度の開始 身体・知的障害者（児）自らが福祉サービスを選択し、契約によってサービスを利用する仕組み
2006年 (平成18年)	4月	■障害者自立支援法の施行 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
2010年 (平成22年)	12月	■障害者自立支援法の一部改正 発達障害が障害者自立支援法の対象になることを明確化
2011年 (平成23年)	8月	■障害者基本法の一部改正 「共生社会の実現」が目的に新たに明記、障害者の定義の変更、差別の禁止を規定
2012年 (平成24年)	4月	■児童福祉法の一部改正 障害児支援の強化を図るため、利用形態の別により障害児施設・事業を一元化
	10月	■障害者虐待防止法の施行
2013年 (平成25年)	4月	■障害者総合支援法の施行 難病を障害者の範囲に追加
		■障害者優先調達推進法の施行 行政等による障害者就労施設等からの物品の調達を推進
2014年 (平成26年)	1月	■障害者権利条約の批准
2016年 (平成28年)	4月	■障害者差別解消法の施行
	5月	■成年後見制度利用促進法の施行
2018年 (平成30年)	4月	■障害者総合支援法の一部改正 「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実

2 障害者の現状

(1) 手帳所持者数²の推移

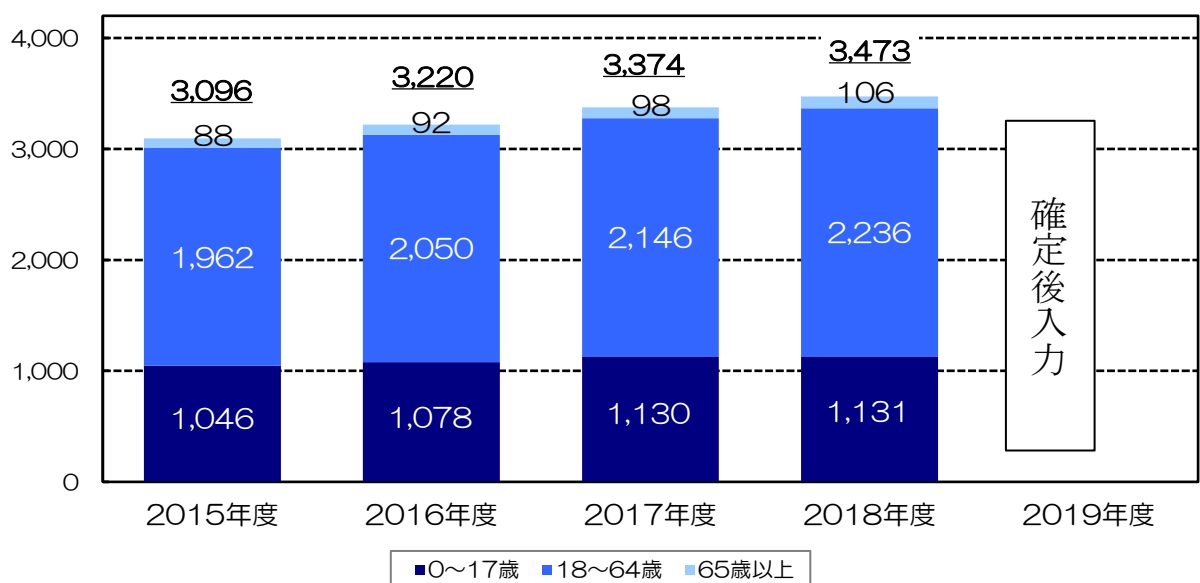
① 身体障害者手帳所持者数

船橋市における身体障害者手帳所持者数は 2019 年度末で●人です。



② 療育手帳所持者数

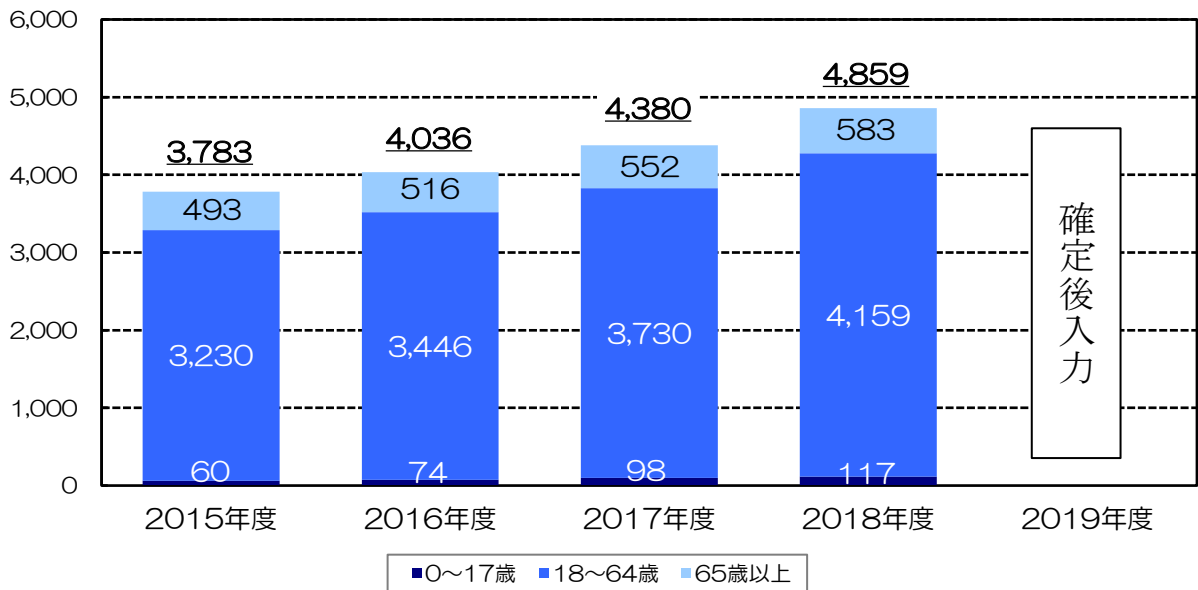
船橋市における療育手帳所持者数は 2019 年度末で●人です。



²手帳の所持者数は、その年度の3月31日時点の数値

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数³

船橋市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2019 年度末で●人です。

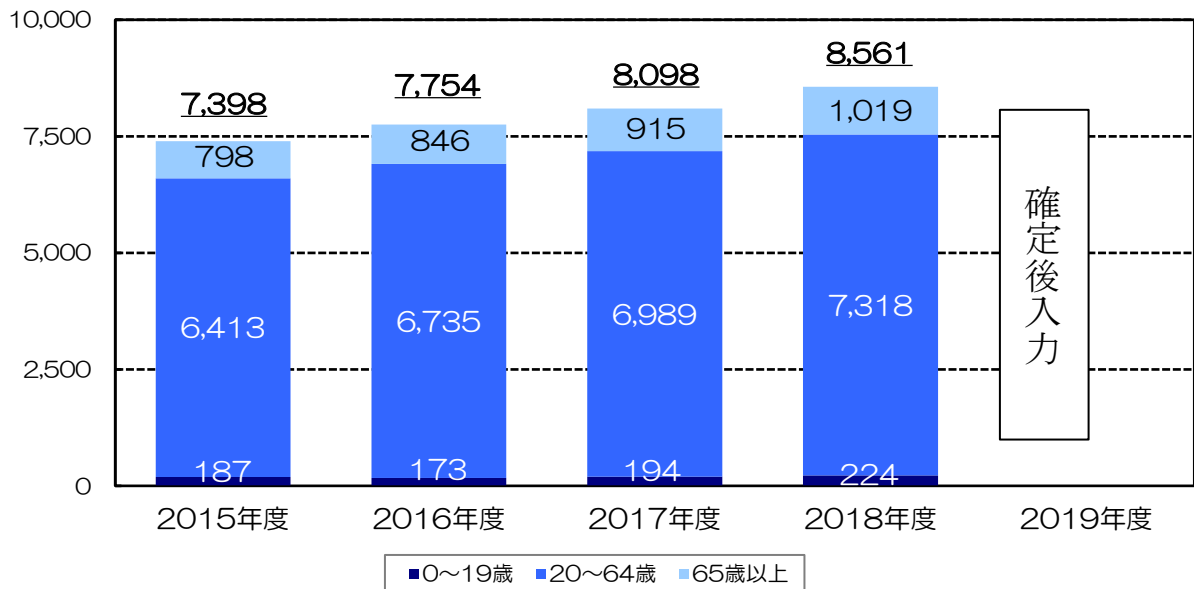


³資料：千葉県精神保健福祉センター「第45条手帳所持者の状況」をもとに船橋市障害福祉課で作成

(2) 医療費助成制度の受給者証所持者数⁴の推移

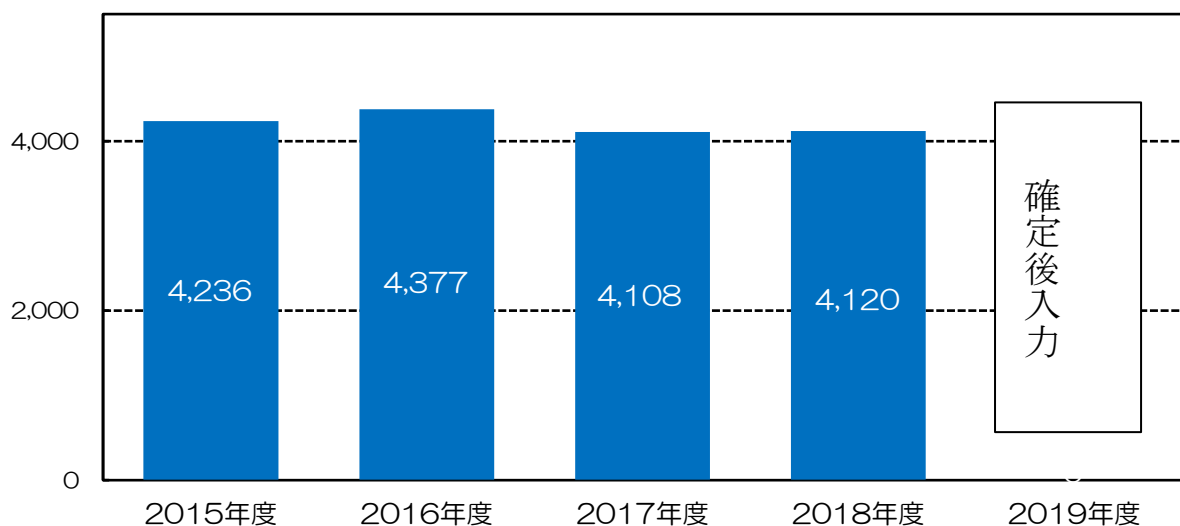
①自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数⁵

船橋市における精神通院受給者証所持者数は 2019 年度末で●人です。



②指定難病医療費助成制度の受給者証所持者数

船橋市における指定難病医療費助成制度の受給者数は 2019 年度末で●人です。



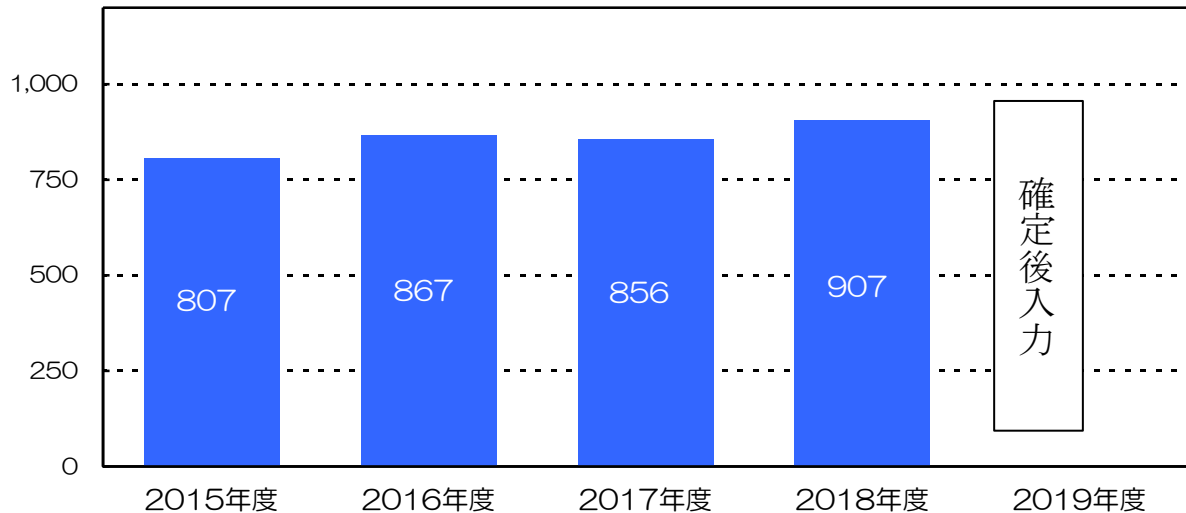
⁴その年度の3月31日時点の数値

⁵資料：千葉県精神保健福祉センター「自立支援医療（精神通院医療）市町村別年間受給者数」をもとに船橋市障害福祉課で作成

(3) 障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用人数⁶の推移

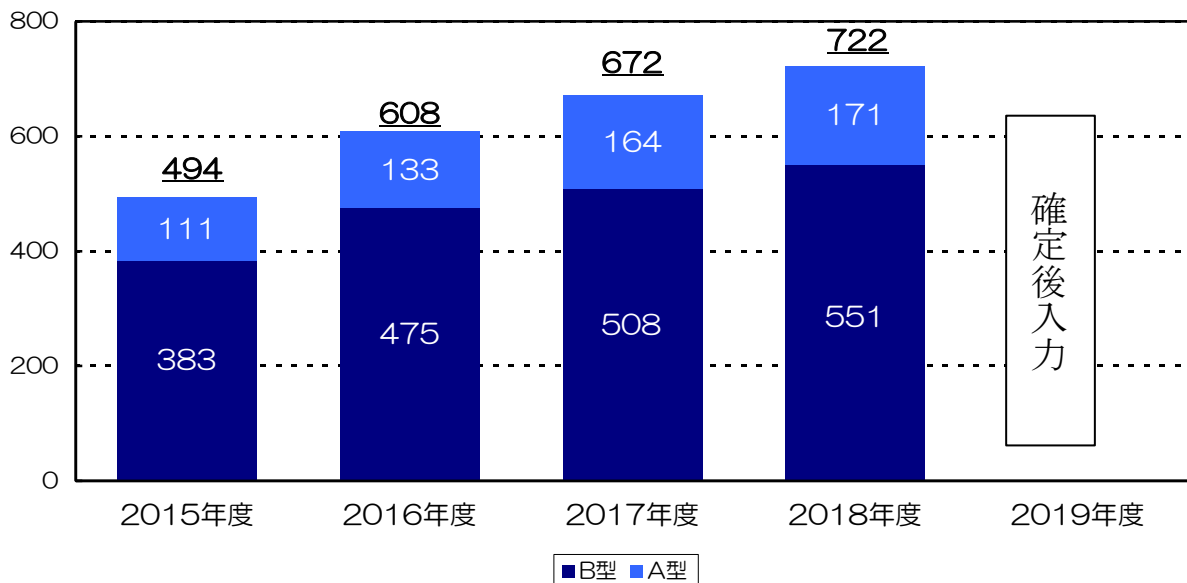
① 生活介護の利用人数

障害のある人が日中に通所し、創作的活動などを行う生活介護の利用人数は 2019 年度末で●人です。



② 就労継続支援の利用人数

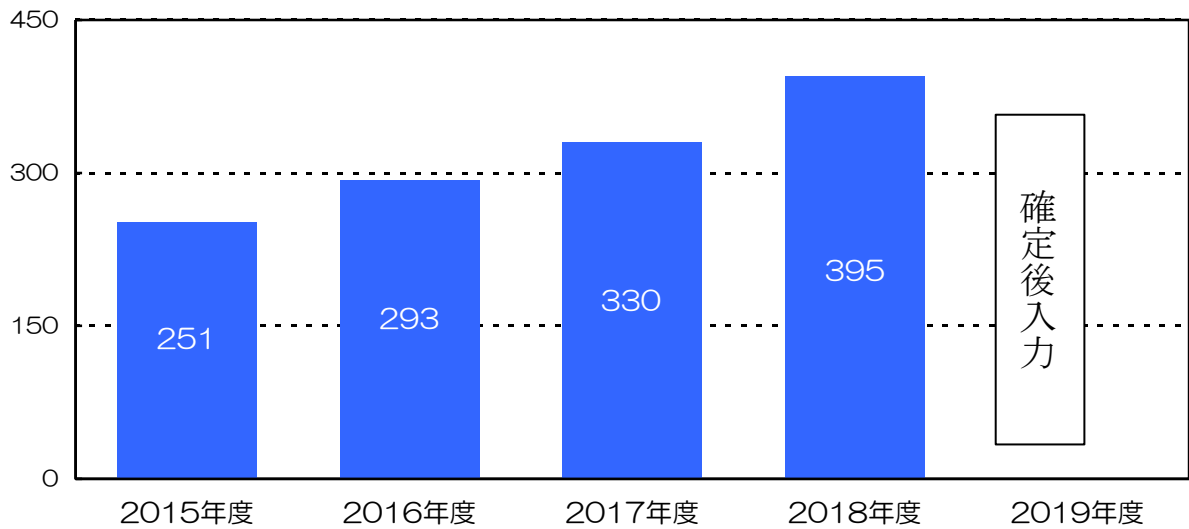
障害のある人の福祉的就労の場として就労継続支援があります。就労継続支援は、雇用契約に基づく A 型と雇用契約に基づかない生産活動の場である B 型があります。A 型の利用人数は 2019 年度末で●人、B 型の利用人数は 2019 年度末で●人です。



⁶障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用人数は、その年度の3月の数値

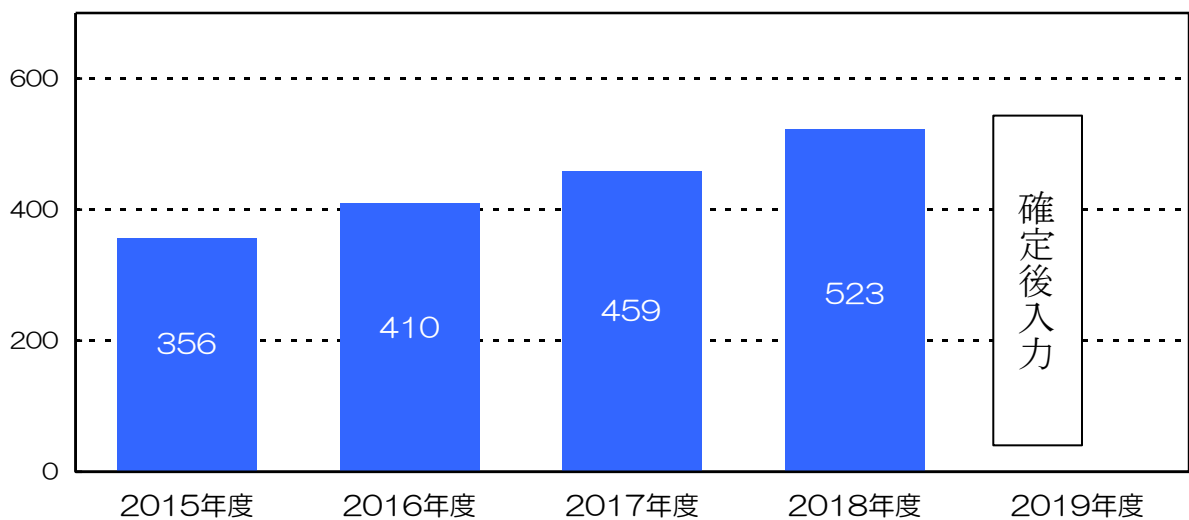
③ 共同生活援助（グループホーム）利用人数

障害のある人が共同生活を営む住居であるグループホームの利用人数は 2019 年度末で●人です。



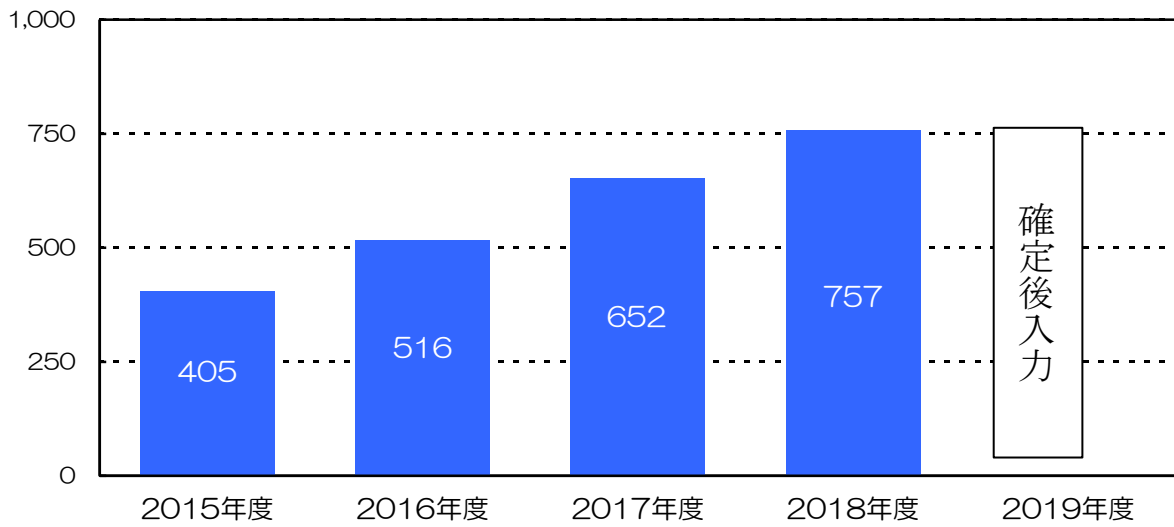
④ 児童発達支援の利用人数

障害のある子供が通所し、療育を行う場である児童発達支援の利用人数は 2019 年度末で●人です。



⑤放課後等デイサービスの利用人数

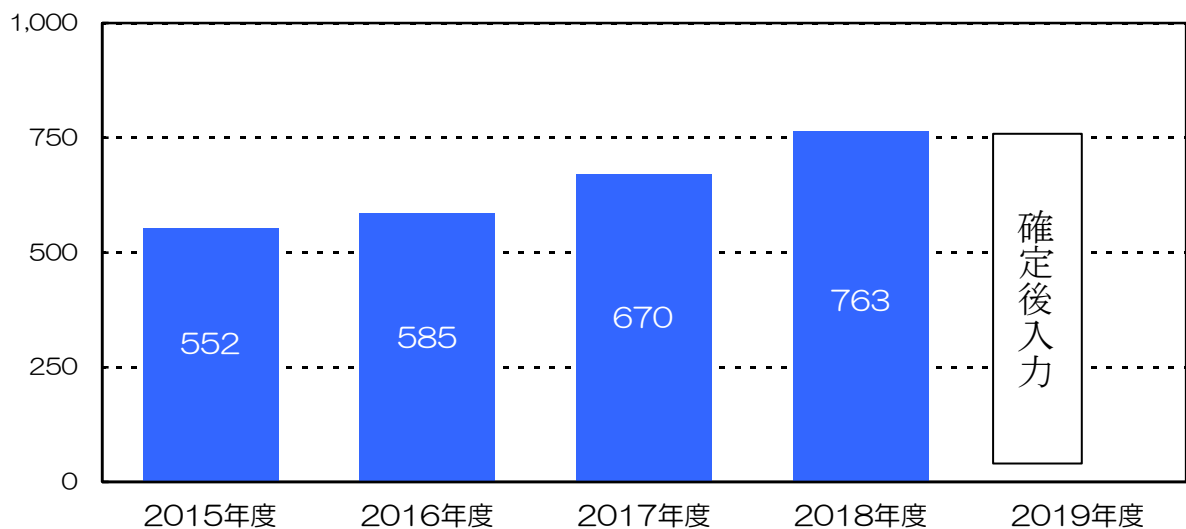
障害のある子供が通所し、療育を行う場である放課後等デイサービスの利用人数は2019年度末で●人です。



(4) 相談支援の利用人数⁷の推移

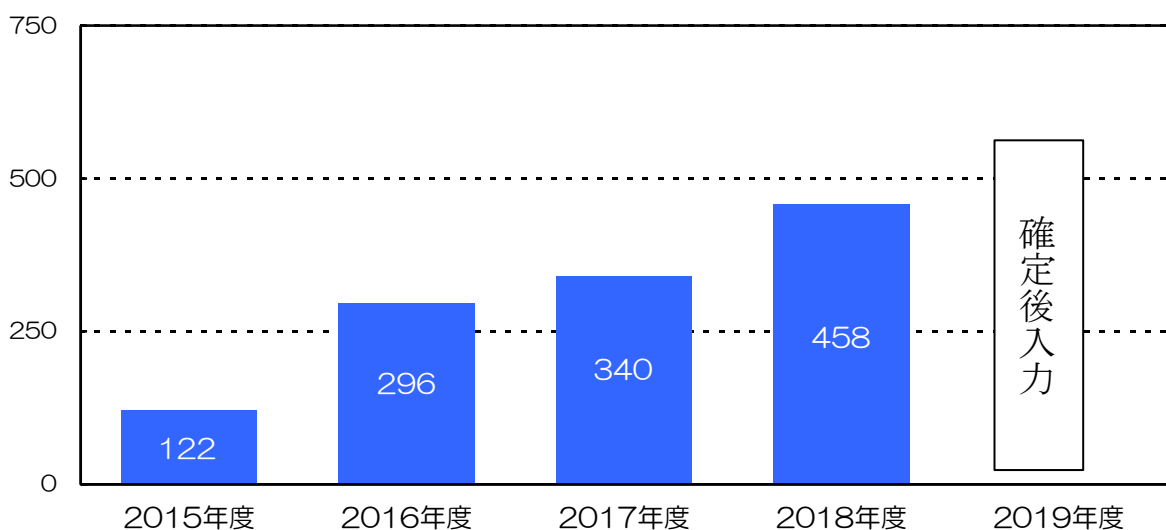
① 計画相談支援利用人数

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用するときに、サービスの利用計画案の作成やサービス利用中における連絡調整などを行います。利用人数は2019年度末で●人です。



② 障害児相談支援の利用人数

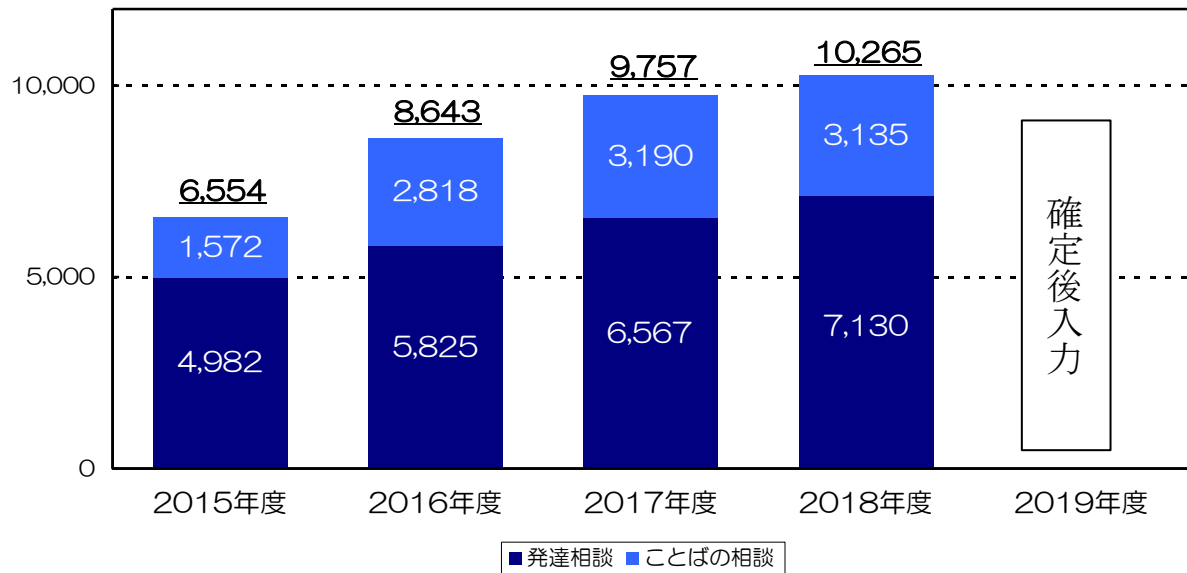
障害児相談支援は、障害のある子供が通所支援を利用するときに、障害児通所支援利用計画案の作成や通所支援利用中における連絡調整などを行います。障害児相談支援の利用人数は2019年度末で●人です。



⁷計画相談支援及び障害児相談支援の利用人数は、その年度の3月の数値

③ こども発達相談センターの利用件数

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等の就学前の子供の発達に関する心配事の相談に応じています。こども発達相談センターの2019年度の延べ利用件数は●件です。



第 3 章

基本理念・重点課題

1 基本理念

障害の有無にかかわらず、自分らしく、
地域で共に暮らせる社会の実現

国の障害者基本計画の理念と障害者施策に関する計画の動向を踏まえ、上記の基本理念としました。

この基本理念の実現にあたり、「障害や障害のある人への理解の促進」「生活に対する不安の解消」「障害のある人が住みやすい生活環境の整備」に取り組む必要があります。

障害のある人が地域で生活するにあたっては、その地域で暮らす人の理解が必要になります。地域での理解を促進するためには、広報・啓発活動に加え、障害のある人もない人も相互に交流を行っていくことが重要です。そのため、学校教育やスポーツ・レクリエーションなどでの交流活動を通じた理解の促進を図ります。

また、障害のある人は医療費の負担が大きい一方で、十分な収入が得られるかなどの経済的不安、働きたいけれども働くことのできる場がないといった雇用に対する不安、障害のある人やその介護者が高齢になったときにどのように暮らしていけばいいかといった将来への不安など、様々な生活に対する不安を抱えています。障害のある人が自分らしく暮らしていくために、そのような日頃の生活に対する不安を軽減できるように検討していきます。

障害のある人が地域で暮らしていくためには、道路、歩道や建築物などのバリアフリー環境の整備と安心して生活できる住環境を整えることも重要です。障害のある人が移動しやすい環境を整えることで、日常的な活動や社会への参加の促進にもつながります。障害のある人に配慮したまちづくりを行うことで、障害のある人だけでなく、あらゆる人にとって住みよいまちとなります。

本計画では、障害のある人が自らの決定により、社会のあらゆる分野の活動に参加できるよう機会を確保し、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分の望む生活を送ることができる社会の実現を目指します。

2 重点課題

基本理念の実現に向け、本市における障害のある人が置かれている状況から3つの重点課題を挙げ、その課題解決に向けた施策に取り組みます。

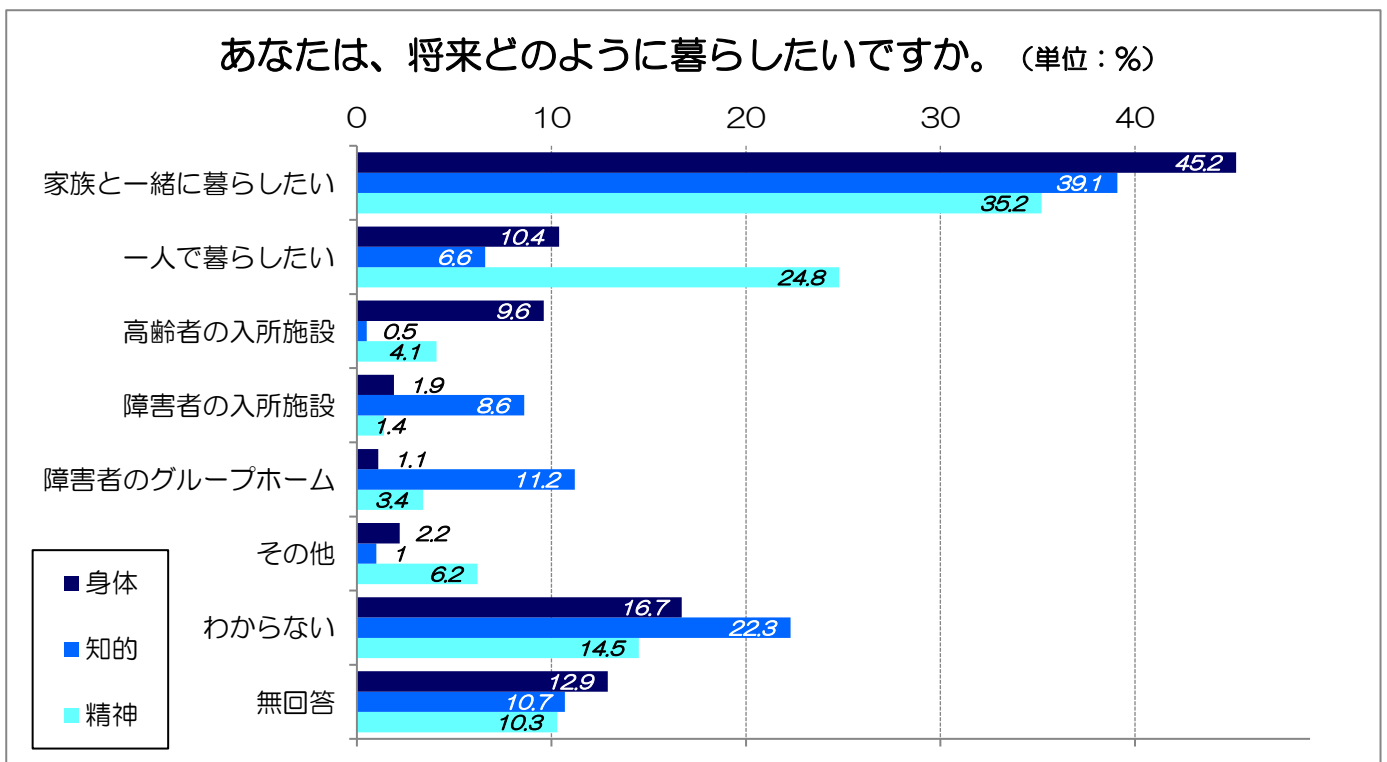
重点課題1 住み慣れた地域で安心して暮らすための支援

背景

本市の実施した意識調査（以下「アンケート」という。）によると、「あなたは、将来どのように暮らしたいですか」の質問に対して、身体障害者の最も多い回答が「家族と一緒に暮らしたい」で45.2%でした。また、「主な支援者の年齢」についての質問では、「60歳以上」が52.5%となっており、60歳以上が主な支援者である割合が過半数を超えています。

知的障害者、精神障害者のアンケート結果でも将来の暮らし方については、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。

住み慣れた地域で家族と一緒に暮らしたいと考えている障害のある人が多い中で、社会における高齢化が急速に進んでおり、障害のある人や介護者の高齢化も同様に進んでいます。



船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書（平成30年1月）より
（回答数：身体障害者 1,445人、知的障害者 197人、精神障害者 145人）

施策の方針

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域生活を支援する相談支援体制の整備と障害のある人とその介護者の高齢化に備えた取り組みを行います。市民に対して、障害や障害のある人についての理解の促進を図ります。

主な施策

項目	施策の概要
地域生活支援拠点事業の実施	障害のある人やその家族の緊急時に対応できる体制を整え、地域で安心して暮らすための支援を行います。
相談支援体制の構築	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会（FAS-net）での研修会などを通じて、相談支援体制の質的向上を図ります。また、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を軸に、障害のある人や障害のある子供とその家族が、身近な地域で相談できるよう、総合相談窓口の複数設置を検討します。
グループホームの充実	グループホーム連絡協議会において既存のグループホームの質的向上を図るとともに、今後必要とされるグループホームの形態を検討し、必要に応じた整備費の補助を行います。
障害者週間記念事業の実施	障害のある人の作品展やステージなどを行う障害者週間記念事業を行い、障害及び障害のある人への理解の促進を図ります。
成年後見制度の利用の推進	船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、法人後見の受託や成年後見制度に関する電話相談を行うことで成年後見制度の利用を推進します。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害のある人も地域で安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

重点課題2 就労支援の推進

背景

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要です。そのため、働く意欲のある障害のある人が適性に応じて働くことができるよう多様な就労の機会が必要です。

アンケートによると、働いている人は身体障害者で 18.1%、知的障害者で 58.8%、精神障害者で 25.7%となっています。知的障害者においては、就労先として最も多いのが障害のある人が通う就労支援施設などの福祉的就労の場となっており、続いて一般就労の障害者枠となっています。

また、一般就労のために必要な支援としては、その人の状態に応じた柔軟な勤務体制の支援と並び、仕事探しから就労までの総合的な相談支援が必要であるとの回答が多くみられました。

あなたは、現在働いていますか。（単位：％）

	一般就労 （一般枠）	一般就労 （障害者枠）	臨時雇、パート、 アルバイト、派遣など	自営業	家庭内職	福祉作業所、就労 支援施設などでの 「福祉的就労」	その他	働いていない	無回答
身体	5.6	4.3	2.6	3	0.4	1.2	1	51.9	30
知的	0.7	21.6	6.1	0	0	28.4	2	31.1	10.1
精神	9.8	1.5	7.6	3	0.8	3	0	67.4	6.8

船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書（平成 30 年 1 月）より
（回答数：身体障害者 1,372 人、知的障害者 148 人、精神障害者 132 人）

施策の方針

働く意欲のある障害のある人がその適正に依じて能力を発揮することができるように、一般就労の支援や就労継続支援 B 型等の福祉的就労の工賃の水準の向上を図ります。適切な就労相談を受けられるような環境整備を行い、就労後の定着に向けた支援を行います。

主な施策

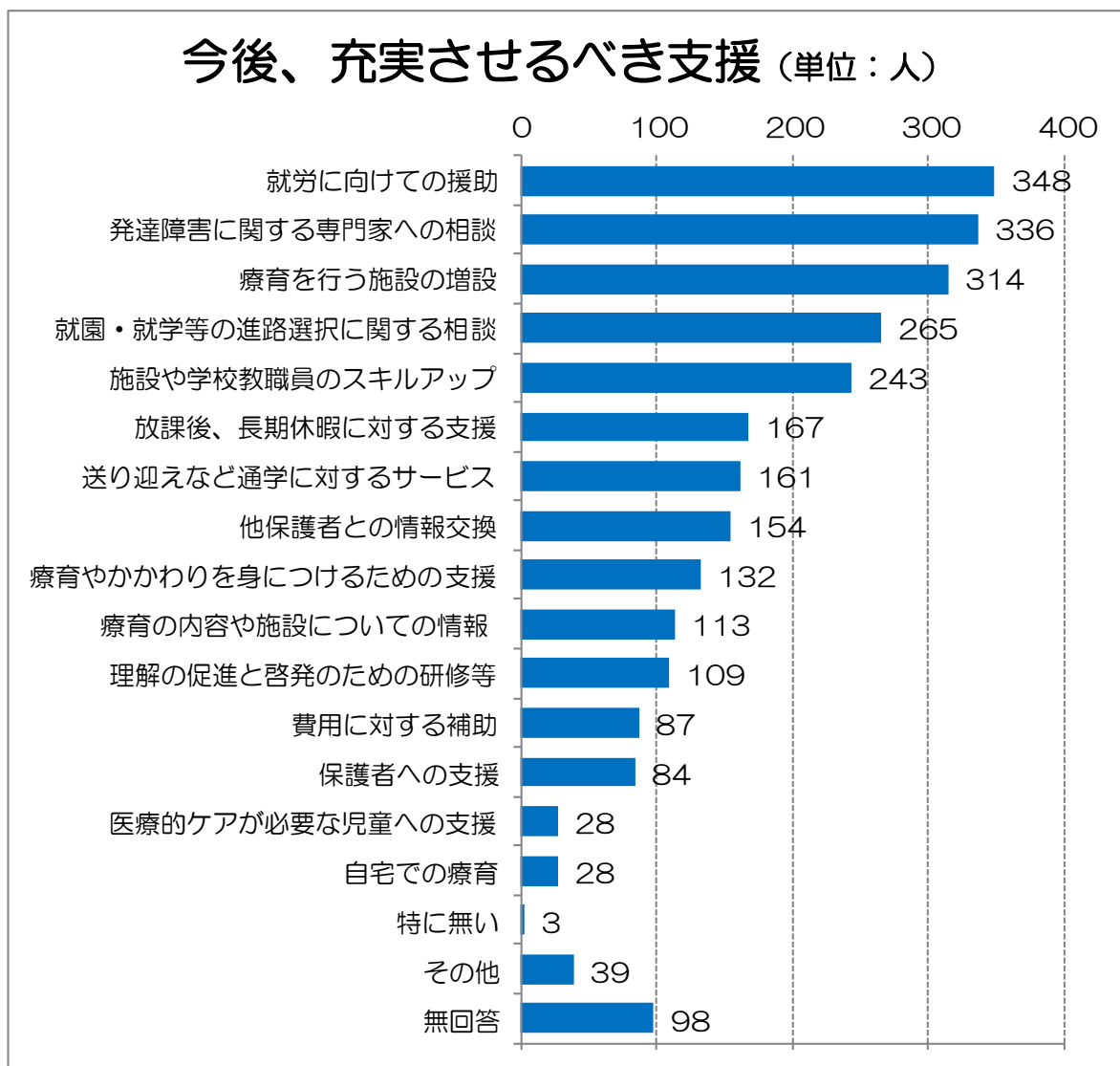
項目	施策の概要
障害者就業・生活支援センターの充実	障害のある人の一般就労支援の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化を図ります。
就労定着に向けた支援	就労定着支援サービスの活用に加え、障害福祉サービスを提供する事業所の職員が一般就労に対する支援の知識を身に着けられるよう、ジョブサポーター養成研修を実施します。
合同面接会の開催	公共職業安定所（ハローワーク）とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施し、雇用機会の拡大に努めます。
障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達	毎年「船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、行政における調達金額などの目標を定め、障害者就労施設等から物品の調達や業務の委託を進めます。

重点課題3 障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実

背景

発達障害等が広く認知されるようになり、子供の発達に関する相談件数や、障害児通所支援の利用者は、引き続き増加傾向が見込まれ、さらなる支援体制の拡充が必要です。

また、障害児通所支援を利用している児童の保護者に向けたアンケートでは、「今後、どのような支援を充実させるべきだと思いますか」の質問に対して「発達障害に関する専門家への相談」や「療育を行う施設の増設」のほか、「就園・就学等の進路選択に関する相談」や「就労に向けての援助」といったライフステージの移行期にかかる支援を求める回答が多く見られました。



船橋市障害児通所支援サービス利用等状況調査 集計情報（平成30年度実施）

施策の方針

障害のある子供の健やかな成長・発達を支援するため、身近な地域でライフステージに合わせた質の高い専門的な支援を受けられるよう、相談支援体制、療育支援体制の充実化を図ります。

主な施策

項目	施策の概要
相談支援体制の充実	こども発達相談センターの体制強化と業務の効率化を図り、相談待ちの日数を縮減することで、療育が必要な子供の早期発見・早期療育を促進します。また、引き続き、保育所等への巡回相談を実施することで地域での子供の発達に関する指導力の向上を図ります。
療育支援体制の充実	児童発達支援センターを核とし、ひまわり・たんぽぽ親子教室や東・西簡易マザーズホーム等の障害児通所支援事業所で、子供の発達状況に応じた専門的な支援を実施します。
途切れることのない一貫した支援	母子保健部署や教育委員会等と連携し、一貫した支援に向けた相談体制や情報連携のあり方を検討し、出生前後から就労に至るまでの支援、フォローを明確化・充実することで、ライフステージの移行期にある子供への適切な支援へつなげます。
心のバリアフリーの推進	市民のための講演会を開催する等、様々な機会を通じて発達が気になる子供や障害のある子供への理解を深め、子供がスムーズに集団生活が送れるよう支援し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していきます。

第 4 章

推進体制

1 連携・協力の確保

「障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現」を目指すべく計画の推進を図るためには、市民や関係団体との連携・協力が不可欠です。障害者団体や市民等の要望・意見を施策の実施に反映させるよう努め、それぞれの情報を共有するとともに、自主的・主体的な取り組みを支援し協働による施策の推進を図ります。

国・県などの関係機関との連携を深めるとともに、適切な役割分担により、効果的な施策の推進を図るほか、各種制度の充実や財源の確保などをこれらの機関に要請します。

また、周辺自治体と情報交換などを行うことにより、共通の施策の推進や課題についての検討を行います。

2 理解の促進、広報・啓発活動の推進

「障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現」を目指すためには、すべての市民が、障害及び障害のある人についての正しい理解と認識を持つことが重要です。

そのためには、さまざまな機会をとらえて、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害等の障害特性や、外見からはわかりにくい障害についての正しい理解や認識のための広報・啓発を行うとともに、子供のころから障害のある人とならない人との交流などを促進していくことが必要となります。

障害者基本法に定められた障害者週間記念事業の実施を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

3 進捗状況の管理及び評価

本計画の施策の実施については、障害のある人やその家族をはじめとする関係者の意見を聴きつつ、各論で示した施策の方向性に沿うよう、また本計画の（別表）成果目標を達成するよう施策の実施に努めます。

本計画の着実な推進を図るため、毎年度の実施状況及び効果を把握・評価し、船橋市自立支援協議会に報告するものとします。またそれらの結果に応じ、取り組みの見直しなどを行います。

社会情勢の変化等により、本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても本計画の見直しを行います。

施策の体系

<重点課題>

1. 住み慣れた地域で安心して暮らすための支援
2. 就労支援の推進
3. 障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実

